

本誌同欄で1990年に「分析化学と法律」を取り上げて以来10年余り、めまぐるしく変化する社会環境に応じて、化学物質、試薬等に関する多くの新たな法規制が制定されると同時に、既設の法規制についてもたびたび改正が行われ、規制内容や対象も大きく変化してきています。そこで改めて分析化学者に特に関連の深い「法規制」を取り上げて内容を概説し、読者に資するよう本欄を企画いたしました。

〔ぶんせき〕編集委員会

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」及び関連制度(1)

1 はじめに

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(略称:化管法またはPRTR法)」は、1999年(平成11年)7月に制定された新しい法律である。この法律は、我が国にとって、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」以来、二十数年ぶりの抜本的な化学物質対策として注目されている。従来の化学物質関連法規の多くは、ある規制値(排出基準等)を設けて、それを事業者等に守らせるという、いわゆる規制型の法律であった。これに対し、本法には規制値がなく、各事業者の自主管理の改善を促進させることを目的としている。

本稿では、この法律の柱である「PRTR制度」と「MSDS制度」の概要を中心に、2回に分けて解説することとする。

2 化管法の概要

2.1 目的と主な実施事項

この法律は、『化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止すること』を目的としている。このため、本法では、次のことを事業者^に義務付けている。

- ① PRTR制度〔環境汚染物質の環境への排出量、移動量等の届出を行うこと〕
- ② MSDS制度〔環境汚染物質の化学物質等安全データシート(MSDS: material safety data sheet)を取引の際に提供すること〕

また、化学物質取扱事業者には、次のことを行う責務を課している。

【事業者の責務】

- ① 第1種・第2種指定化学物質の有害性を認識すること
- ② 「化学物質管理指針」に留意すること
(化学物質管理指針の内容)

- 製造、使用その他の取扱いに係る設備の改善、その他の管理の方法に関する事項
- 製造の過程におけるその回収、再利用、その他の使用の合理化に関する事項
- 管理の方法、使用の合理化、排出の状況に関する国民の理解の増進に関する事項
- 性状及び取扱いに関する情報の活用に関する事項

- ③ 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うこと
- ④ その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めること

2.2 対象化学物質

本法では、環境中に広く存在し、人の健康や生態系に有害性が高いとされる物質群を管理の対象としている。具体的な物質群については、【詳細情報の入手先】に示したURLから情報を入手することができる。

- ① 第1種指定化学物質: 354物質群 (PRTR制度及びMSDS制度の対象物質)
- ② 第2種指定化学物質: 81物質群 (MSDS制度のみの対象物質)

なお、第1種指定化学物質のうち次の12物質群は、「特定第1種指定化学物質」として取扱量の裾切り要件等が厳しくなっている。

【特定第1種指定化学物質】

石綿、エチレンオキシド、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、ダイオキシン類、ニッケル化合物、砒素及びその無機化合物、ベリリウム及びその化合物、ベンジリジン=トリクロリド、ベンゼン、メトキサレン

3 PRTR制度

3.1 制度の概要

PRTR (pollutant release and transfer register) とは、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質の環境中への排出量と廃棄物としての移動量を登録して公表する仕組みをいう。本法では、この仕組みを次のように制度化している。

- ① 対象事業者は、対象物質ごとの環境(大気、水域、土壌)への排出量と廃棄物としての移動量(製品としての移動量は含まない)を把握し、毎年、都道府県經由で国に届出を行う。
- ② 国は、届け出られた情報を物質ごとに、業種別・地域別等に集計・公表する。
- ③ 国は、①の情報以外に、家庭・農地・自動車等からの排出量を推計して集計し、②と併せて公表する。
- ④ 国は、国民からの請求に基づき、営業秘密を確保しつつ個別事業所の情報を開示する。
- ⑤ 事業者は、国が定める技術的な指針に留意しつつ化学物質

表1 PRTR 制度の対象業種

1	金属鉱業
2	原油及び天然ガス鉱業
3	製造業
4	電気業
5	ガス業
6	熱供給業
7	下水道業
8	鉄道業
9	倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体もしくは液体を貯蔵するものに限る）
10	石油卸売業
11	鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る）
12	自動車卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る）
13	燃料小売業
14	洗濯業
15	写真業
16	自動車整備業
17	機械修理業
18	商品検査業
19	計量証明業（一般計量証明業を除く）
20	一般廃棄物処理業（ごみ処分量に限る）
21	産業廃棄物処分量（特別管理産業廃棄物処分量を含む）
22	高等教育機関（附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く）
23	自然科学研究所

の管理を改善・強化するとともに、その環境への排出や管理の状況等について関係者の理解の増進に努める。

3.2 PRTR 対象物質

第1種指定化学物質及びこれらの物質を1%以上（特定第1種指定化学物質の場合は0.1%以上）含有するものが、PRTR制度の対象となる。

3.3 PRTR 対象事業者

PRTR 対象物質を取り扱う事業者や環境中へ排出することが見込まれる事業者のうち、次のすべての要件を満たすものがPRTRの届出を行う必要がある。製造事業所である「工場」が主体となるが、対象物質の取扱量等が多い場合には、研究所（民間及び官公庁）、大学、計量証明事業者なども対象となる。

- 対象業種：表1に示す23業種
- 従業員数：常時雇用者数が21人以上の事業者（全事業所の合算人数）
- 取扱量：いずれかの第1種指定化学物質の年間取扱量が1t以上（特定第1種指定化学物質の場合は0.5t以上）である事業所を有する事業者

【詳細情報の入手先】

本法に関する詳細情報は、次のURLから入手することができる。

- ① 経済産業省 化学物質排出把握管理促進法ホームページ
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html
- ② 環境省 PRTR ホームページ
<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>
- ③ ㈱製品評価技術基盤機構 PRTR サポートセンター
<http://www.prtr.nite.go.jp/index.html>
- ④ ㈱環境情報科学センター
<http://www.prtr-net.jp/>

〔関東化学株式会社 金田 尚〕

原 稿 募 集

創案と開発欄の原稿を募集しています

内容：新しい分析方法・技術を創案したときの着想、新しい発見のきっかけ、新装置開発上の苦心と問題点解決の経緯などを述べたもの。但し、他誌に未発表のものに限ります。

執筆上の注意：1) 会員の研究活動、技術の展開に参考になるよう、体験をなるべく具体的に述べる。物語風でもよい。2) 従来の分析方法や装置の問題点に触れ、記事中の創案や開発の意義、すなわち主題の背景を分かりやすく説明する。3) 図や表、当時のスケッチなどを用いて理解しやす

くすることが望ましい。4) 原稿は図表を含めて4000～8000字（図・表は1枚500字に換算）とする。

◇採用の可否は編集委員会にご一任ください。採用分については規定の原稿料をお支払いします。原稿の送付先・問い合わせは下記へ。

〒141-0031 東京都品川区五反田 1-26-2
五反田サンハイツ 304号
㈱日本分析化学会「ぶんせき」編集委員会
〔電話：03-3490-3537〕